

候臣が祿地を分ちあたふべしといひければ重勝約の如くせられけり。

〔武藝小傳六〕宮本武藏政名

中村守和曰、巖流○佐木宮本武藏と仕相の事、昔日老翁の物語を聞しは、既に其期日に及て、貴賤見物のため、舟島に渡海する事夥し、巖流も舟場に至りて乗船す、巖流、渡守に告て曰、今日の渡海甚しいかなる事か在、渡守曰、君不知や、今日は巖流と云兵法遣、宮本武藏と舟島にて仕相あり、此故に見物せんとて、未明より渡海ひきもきらすと云、巖流が曰、吾其巖流也、渡守驚さゝやひて曰、君巖流たらば、此船を他方につくべし、早く他州に去り給ふべし、君の術神のごとしといふ共宮本が黨甚多し、決して命を保ことあたはじ、巖流曰、汝が云ごとく、今日の仕相、吾生んことを欲せず、然といへ共堅く仕相の事を約し、縊死とも約をたがふる事は勇士のせざる處也、吾必船島に死すべし、汝わが魂を祭て、水をそゝぐべし、賤夫といへども、其志を感すとて、懷中より鼻紙袋を取出して、渡守に與ふ、渡守涙を流して、其豪勇を感じず、

〔藩翰譜五〕阿部對馬守重次○阿十一月○正保四年四月、御暇給りて夜を日につきてはせ登る程に、同八日、大坂に著て父○正の病を見るに、既にかうよと見えしかば、今夜重次、此所の奉行城番の人に向ひ、父がいたわり、朝た夕を待つべからず、已に身まかり候はんは、御座所を穢し参らするの恐れ少なからず、速に私の別業に移り、終焉の事をはからん事を存する、如何にといひしかば、兼てより面々も此事を存じ候ひき、御計らひ尤も然るべう候と、皆一同に答ふ、重次、父が枕により添ふて、なくく、此由を申ければ、正次全く汝の諫る處を拒ぐには非ず、たゞ聞く處の如きは、正次所存に聊か違ふ處あれば、重ねて人々と計りて、義の當らん所に従うと思ふなり、正次始め此所にまかり登りし時、將軍家の御前近く召れ、抑も大坂の城は、五畿内に有て、近くは王城を鎮護し、遠くは南海、西海、山陽、山陰の要路にあたりて、數十州の鎮たり、汝が當家累代の舊臣にし